

○和歌山市議会政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月28日

条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、和歌山市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、和歌山市議会における会派(所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。)に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 会派に対する政務活動費は、各月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員数に月額100,000円を乗じて得た額を半期ごとに交付する。

- 2 政務活動費は、各期の最初の月に、当該期に属する月数分を交付する。ただし、議員の任期が満了する場合は、任期満了の日の属する月の前月分までの月数分を交付する。
- 3 各期の途中において結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合にあつては、当月分)から政務活動費を交付する。ただし、一般選挙後、新たに結成された会派に対しては、当該結成された日の属する月から交付する。
- 4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、議会の解散があった場合は解散の日の属する月の政務活動費は交付しない。
- 5 政務活動費は、交付月の15日(その日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び日曜日をいう。以下この項において同じ。)又は土曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日又は土曜日でない日)に交付する。ただし、一般選挙後、新たに結成された会派に対しては、当該結成された日の翌日から起算して30日以内に交付するものとする。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第4条 政務活動費の交付を受けた会派が、各期の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合にあつては、当月)の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が、各期の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合にあっては、当月分)以降の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、会派が行う研究研修、調査、広報、広聴、住民相談、要請及び陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表の左欄に掲げる項目の区分に応じ、同表の右欄に定める経費に充てることができるものとする。

(経理責任者)

第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書等の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、その用途の透明性の確保を図るため当該収支報告書に係る金銭の支払に関する証拠書類(以下「証拠書類」という。)の写しとともに、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者は、解散した日の翌日から起算して30日以内に収支報告書及び証拠書類の写し(以下「収支報告書等」という。)を議長に提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第8条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第5条第1項に規定する政務活動に要する経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(収支報告書等の保存)

第9条 議長は、第7条の規定により提出された収支報告書等を同条の規定による提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(規則への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年7月5日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年2月27日)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年10月1日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年2月28日)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前にこの条例による改正前の和歌山市政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

項目	経費
研究研修費	会派が研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費又は他の団体等が開催する研究会若しくは研修会への会派としての参加に要する経費
調査費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査及び調査委託に要する経費
広報費	会派が行う活動又は市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う住民からの市政若しくは会派の活動に対する要望及び意見の聴取又は住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請及び陳情を行うために必要な経費
会議費	会派が行う各種会議又は団体等が開催する意見交換会等の各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用するために要する経費
事務所費	会派が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費